

# 営業所専任技術者制度について

---

# 1. 営業所専任技術者の「専任」要件

- 営業所専任技術者は、①適正な請負契約が締結されるよう、技術的観点から契約内容の確認を行うほか、②請負契約の適正な履行が確保されるよう、現場の監理技術者等のバックアップ・サポートを行う。
- 建設業法において、「営業所」とは本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、営業所専任技術者はその営業所に常勤し、専らその職務に従事すること（専任）が必要であることとされている。
  - 通勤可能圏外の遠隔地に居住している場合や、他の建設業の営業所の技術者等との兼務を行っている場合は、営業所専任技術者として認めていない。
  - これは、許可制度を創設した昭和46年当時、契約内容の確認を行い、適正な請負契約を締結するためには、営業所に常時勤務する必要があったためと考えられる。
- 令和3年12月には、テレワークにより職務に従事する場合も専任要件を満たすことを明確化。

## ○建設業許可事務ガイドライン（抄）

### 【第3条関係】 2. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

### 【第7条関係】 2. 専任技術者について（第2号）

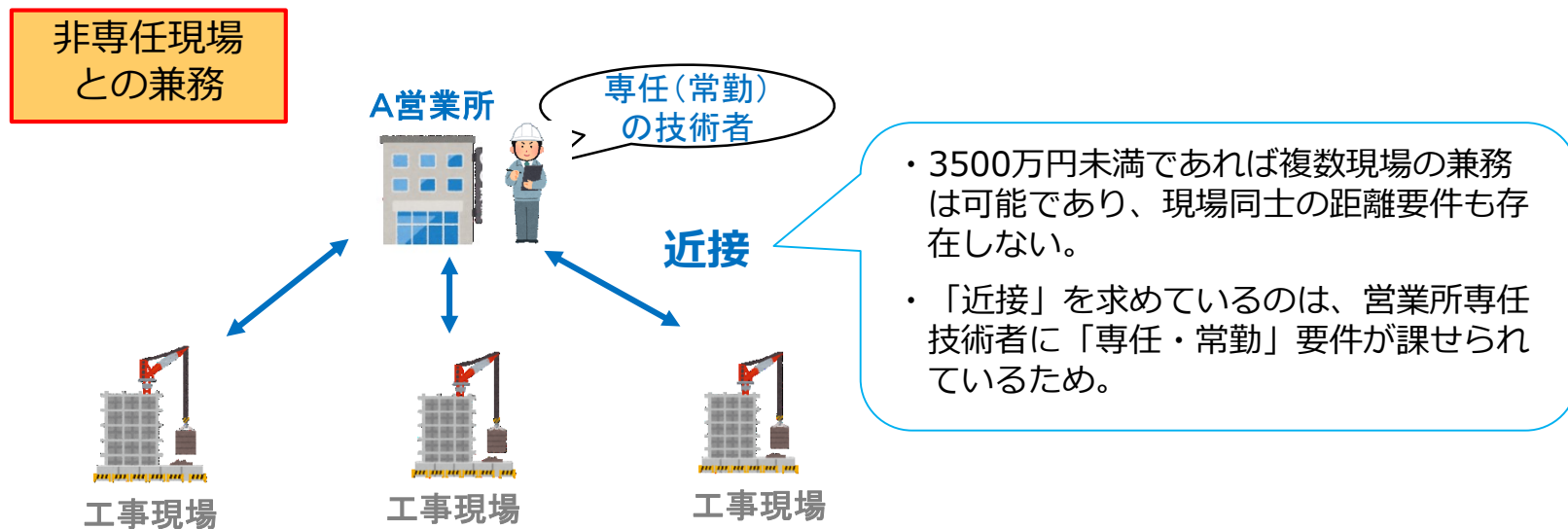
「専任」の者とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

ただし、次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ① 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

### ○営業所における専任の技術者の取扱いについて（平成15年4月21日国総建第18号）

営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）については、…「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされているところであるが、**当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの**については、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者（法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く。以下「主任技術者等」という。）となった場合についても、「**営業所に常勤して専らその職務に従事**」しているものとして取り扱う。…



※いずれも非専任現場、A営業所で契約締結された工事に限る。

※専任現場との兼務は現状認められていない。

- 技術者不足が懸念される中、技術者を営業所の業務のみに従事させるのではなく、現場の監理技術者等としても配置するニーズは大きい。
- 工事現場の監理技術者等については、ICT機器の整備、現場同士の距離、施工体制など一定の条件のもと、「2現場まで」の兼務を可能とする案を検討中。
- 営業所専任技術者と工事現場の監理技術者等の兼務については、**営業所専任技術者としての役割**（適正な請負契約の締結・営業所の他の工事の技術的サポート等）と、**現場技術者としての役割**（適正施工の確保）の両方を達成できるよう、同様の条件のもと、「1営業所+1専任現場」の兼務を可能にしてはどうか。

営業所専任技術者と現場技術者が兼務可能な条件（案）

#### 工事現場について

- ・ 1営業所と、当該営業所において請負契約が締結された工事請負金額が1億円未満（建築一式工事は1.5億円未満）の1現場（専任を要するもの）を兼任すること。
- ・ 監理技術者等と営業所が常時連絡をとりうる体制にあること。
- ・ 監理技術者等と現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要な音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。
- ・ 工事現場が営業所から一日に巡回可能な範囲に存在すること。



#### 施工体制について

- ・ 工事現場に連絡要員として技術者を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 工事全体の下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等により遠隔から把握可能であること。

# 4. 【見直し案イメージ】営業所専任技術者と現場技術者の兼務

## 現場技術者同士の兼務

特例監理技術者（既存制度）

- ・ 監理技術者補佐を設置
- ・ 2現場まで
- ・ 距離要件なし

X円

## 営業所専任技術者と現場技術者の兼務

兼務不可

今回新たに兼務を可能とする範囲

- ・ 2現場まで
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要な音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること
- ・ 各現場が1日に巡回可能な範囲
- ・ 各現場に監理技術者の補助が可能な連絡要員を配置
- ・ 下請次数が3次以内
- ・ 日々の施工体制がCCUS等により遠隔で把握可能

Y円※

今回新たに兼務を可能とする範囲

- ・ 1営業所 + 1現場まで
- ・ 監理技術者等と営業所が常時連絡をとりうる体制にあること
- ・ 監理技術者等と現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要な音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること
- ・ 現場が営業所から1日に巡回可能な範囲
- ・ 現場に監理技術者の補助が可能な連絡要員を配置
- ・ 工事全体の下請次数が3次以内
- ・ 日々の施工体制がCCUS等により遠隔で把握可能

・ 距離要件なく兼務可能

- ・ 営業所と現場が近接
- ・ 営業所との常時連絡体制

※現在は3500万円（建築7000万円）

### 【デジタル技術活用の可能性】

- WEB会議アプリ、スマートフォン等ICTの普及状況等を踏まえれば、一の営業所専任技術者が、その役割を果たしつつ複数営業所を兼務することは技術的には可能。
- 仮に、営業所同士の兼務を特段の制限なく可能とした場合、以下の課題（懸念）がある。

### 【不良・不適格業者の参入】

- 複数営業所の兼務を無制限に可能とした場合、適正な請負契約の締結等の営業所専任技術者本来の役割を果たせなくなるばかりか、営業所の数よりも少ない技術者数で許可を取得することが可能となり、営業の実態に技術力（技術者数）が伴わない不良・不適格業者の参入が可能となるおそれ。

### 【地域建設業の受注環境への影響】

- 公共工事では、県内など一定地域内に営業所が所在していることを入札の要件としているケースが多い。
- 複数営業所の兼務を可能とした場合、営業所の設置が容易となり、受注競争の激化を招くおそれ。

⇒ 監理技術者・主任技術者については、現場での活用ニーズが大きいことを踏まえ、まずは営業所専任技術者と監理技術者等の兼務を措置することとし、

営業所同士の兼務、及び上記の課題に対応するための方策（兼務数の制限等）については 中期的課題として引き続き検討を行う。